

機械・電気設備工事標準仕様書の改正内容について

1 主な改正内容

(1) 愛知県標準仕様書等の改正に伴う改正

① 工事の着手時期

30日以内の着手義務の廃止する。(P1-4)

② 段階確認等を机上とする場合の電子メールの活用

写真等の資料を電子メールで送付し、確認とすることを認める。(P4-2-2)

(2) 押印の義務付け廃止等の取扱いによる改正

① 用語の定義

書面の定義の記載により、押印の義務付けを廃止する。(P1-2)

② 提出書類の押印廃止

現場代理人・主任（監理）技術者届などの押印義務付けを廃止する。(P1-18～1-25 参照)

(3) 電子メールを活用した情報共有実施要領に基づく改正

コリンズ登録手続きにおける登録前確認はメール送信とし、登録内容確認書は提出不要に変更する。(P1-3)

(4) 各種規格の変更に基づく改正

JIS規格、JWWA規格の番号や名称の変更に伴い、本文又は表中の規格番号及び名称等を改正する。(Ⅱ 機械設備工事編、Ⅳ 参考)

(5) 法改正に伴う改正

電気事業法、消防法などの改正に基づき、各種手続きの様式番号などを改正する。(Ⅳ 参考 IV-1 機械・電気設備工事必携 3 各種手続き)

2 その他

・適用日を令和3年4月1日とし、改正があればその都度対応していく